YUBISUI NEWS 企業版

No.100
2022

特集 ゆびすいニュース 100 号の軌跡

特集
令和４年度　税制改正大綱
TOPICS
Ⅰ：電子帳簿保存法の改正について
Ⅱ：インボイス制度登録開始！
　　導入前に準備すべきことは？
特集
ゆびすいニュース100号の軌跡
医療業界を読む
医療法人化に伴う消費税の注意点
社労士からのアドバイス
令和３年１０月から各都道府県の
地域別最低賃金が改正されました
司法書士の目の付けどころ
電子契約・電子署名って何？？
セミナー報告
「インボイスセミナー」を開催

ゆびすいグループ
YUBISUI

特集

令和4年度 税制改正大綱

はじめに

岸田内閣は、新型コロナウィルス感染症への対応に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組むこととしています。この「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」を軸として、令和4年度税制改正大綱(以下、「本改正」)が公表されています。

「成長と分配の好循環」については、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促す税制や、企業が生み出す付加価値向上を目的としたオープンイノベーション税制により、実現を図ります。また、「コロナ後の新しい社会の開拓」については、東京一極集中を是正する観点から地方拠点強化税制を拡充するなどの対応がとられています。

すべての改正内容をご紹介することはできませんが、主だった改正点をご紹介致します。

1. 所得税

(1)住宅ローン控除等の見直し

近年の低金利を背景に、住宅ローン控除の金額が実際の支払利息額を上回る「利ざや」が生じていました。この「利ざや」を解消するために、適用期限を4年延長したうえで、下記の措置が講じられます。

①控除率見直し

住宅ローン控除の控除額計算に用いる控除率が現行の1%から0.7%に引き下げられます。

②借入限度額の見直し

住宅ローン控除の計算に用いる借入限度額が、取得する家屋の種類によって細分化されます。

2. 法人税

(1)人材確保等税制の見直し【大企業向け】

現行制度は『新規雇用』に着目したものでしたが、改正後は『継続雇用者』への給与引上げを求められます。賞与による賃上げは判定の対象外とニュースになりましたが、最終的には賞与も含めて判定することになりました。

ただし、控除税額は法人税の 20％が上限となります。

(2) 所得拡大促進税制の見直し【中小企業向け】

従来の所得拡大促進税制を拡充することで、賃上げを促し、さらに教育訓練費を増加させた場合に、最大で賃上げ金額の40%を法人税から控除することが出来るようになります。

ただし、控除税額は法人税の 20％が上限となります。

(3)少額の減価償却資産等の損金算入制度の見直し

近年においてドローン節税や足場レンタル節税などにより、納税額を圧縮する手法が横行していました。具体的な手法は、期末近くにドローンや足場などの少額資産を購入し、そのまま貸し出すことで、棚卸資産としての計上を回避し、損金を計上するというものです。本改正により、貸し出しの用に供するために取得した資産については、一時の損金の額とすることはできず、減価償却資産として計上する必要があります。

堺事業部　税理士
天谷 翔

住宅ローン控除等の見直し

住宅の種類			居住年	現行 2021年まで	改正案 2022年・2023年	改正案 2024年・2025年
新築	認定住宅等	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅	借入限度額	5,000万円	5,000万円	4,500万円
			控除期間	10年or13年	13年	13年
		ZEH水準省エネ住宅	借入限度額	—	4,500万円	3,500万円
			控除期間	—	13年	13年
		省エネ基準適合住宅	借入限度額	—	4,000万円	3,000万円
			控除期間	—	13年	13年
	上記以外		借入限度額	4,000万円	3,000万円	2,000万円
			控除期間	10年or13年	13年	10年
中古	認定住宅等		借入限度額	—	3,000万円	
			控除期間	—	10年	
	上記以外		借入限度額	2,000万円	2,000万円	
			控除期間	10年	10年	

※新築は特定取得・特別特定取得、中古は特定取得・特別特定取得以外としています。

人材確保等税制の見直し

	改正案
① 適用要件	次の要件を満たした場合に適用可 ☑ 雇用者給与等≧比較(前期)雇用者給与等×101.5%
② 上乗せ1	①及び以下のAを満たした場合に適用可 A 雇用者給与等≧比較(前期)雇用者給与等×102.5%
③ 上乗せ2	①及び以下のBを満たした場合に適用可 B 教育訓練費≧前年度教育訓練費×110%
④ 控除税額	・①のみ満たす …計算基礎×15% ・①②を満たす …計算基礎×30% ・①③を満たす …計算基礎×25% ・①②③を満たす…計算基礎×40% ※ 計算基礎：雇用者給与等－比較(前期)雇用者給与等 (イメージ) 増加額 ×15%～40% 前期 当期

所得拡大促進税制の見直し

	改正案
① 適用要件	次の要件のいずれも満たした場合に適用可 ☑ 雇用者給与等＞比較(前期)雇用者給与等 ☑ 継続雇用者給与等≧比較(前期)継続雇用者給与等×103%
② 上乗せ1	①及び以下のAを満たした場合に適用可 A 継続雇用者給与等≧比較(前期)継続雇用者給与等×104%
③ 上乗せ2	①及び以下のBを満たした場合に適用可 B 教育訓練費≧前年度教育訓練費×120%
④ 控除税額	・①のみ満たす …計算基礎×15% ・①②を満たす …計算基礎×25% ・①③を満たす …計算基礎×20% ・①②③を満たす…計算基礎×30% ※ 計算基礎：雇用者給与等－比較(前期)雇用者給与等 (イメージ) 増加額 ×15%～30% 前期 当期

少額の減価償却資産等の損金算入制度の見直し

少額減価償却資産等について、短期に損金算入を認める以下の3制度の対象資産から貸付けの用に供したものが除外されます。

制度	取得価額の要件	取扱い	改正内容
少額の減価償却資産	10万円未満 (又は使用期間が1年未満)	取得価額の全額を損金算入	貸付けの用に供したものは除外※
一括償却資産	20万円未満	3年間の各事業年度において均等償却	貸付け用 → 通常の耐用年数で減価償却
中小企業者等の少額減価償却資産の特例	30万円未満	取得価額の全額を損金算入 (年300万円まで)	

※取得した貸付用資産につき、それが主要な事業として取得した資産は本改正の対象外となります。

3. 消費税

(1)免税事業者への消費税相当額の支払い

改正内容ではありませんが、税制大綱で下記のような文言が記載されていました。

「制度移行にともなって免税事業者である小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、免税事業者等との取引に関する独占禁止法、下請法、建設業法における取扱い等を明確化して周知するとともに、それらの法令に基づいて、相談窓口での対応や、下請Gメンや書面調査による状況把握を通じて適切に対処する。」

適格請求書等保存方式では、免税事業者へ支払う消費税については仕入税額控除を行うことが出来ません。この場合に、免税事業者へ消費税の支払いを拒否することが出来るのか注目されていました。現時点では、消費税の支払い拒否が問題となるかは不明ですが、これから明らかになっていくと思われます。

4. その他

(1)電子取引の取引情報に係る宥恕規定

2022年1月より電子データで受け取った請求書等の国税関係書類について、紙での保存が認められなくなる予定でした。しかし、これに対応する社内システムの構築に時間がないことや対応を避けるために請求書を紙でやりとりする等、時代に逆行する動きが見え始めていたことより電子保存の義務化について2年間の宥恕措置が設けられることになりました。次のいずれにも該当する場合に、2年間の宥恕規定が適用されます。

①保存要件に従って保存できないことに「やむを得ない事情」があることが認められる。
②出力書面の提示又は提出の求めに応じることが出来る。

「やむを得ない事情」については、「システム整備の予算が確保できなかった」、「他業務との兼ね合いでシステム整備に時間がかかり間に合わなかった」など、その企業の状況において対応が困難であったというのであれば、基本的には「やむを得ない事情」があるとして宥恕措置の適用対象となります。

なお、この宥恕規定を適用する場合に事前に税務署長等に書類等を提出する必要はありません。税務調査の際に電磁的記録を保存できなかった「やむを得ない事情」を説明することになります。

おわりに

ページ数の都合で割愛しましたが、他にも「上場株式等に係る配当所得等の課税の特例」や「大法人に対する法人事業税所得割の税率見直し」、「完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し」などがあります。ご興味がございましたら、ゆびすいHPにて「税制改正速報」を公開しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

TOPICS I

電子帳簿保存法の改正について

～電子取引で受け取った請求書の保存方法が変わりました～

堺事業部　税理士　石田 圭

令和4年1月1日から電子帳簿保存法が改正されました。今回はその中でも全ての方に影響のある改正項目、「電子取引」で受け取った請求書等を紙で保存する代替措置の廃止についてご説明したいと思います。

■電子取引とは?

注文書や請求書・契約書・領収書等に記載される取引情報を電磁的方式により受け取ることをいいます。

例えば、請求書や領収書のPDFをメールで受け取る場合や、WEB上のページからダウンロードする方法、EDI取引により受け取る方法が該当します。身近な取引でも知らず知らずのうちに電子取引に該当しているものがあるかもしれません。

■改正内容

改正前は、電子取引で受け取った請求書や領収書などは原則データで保存をすることとされ、代替措置として印刷をして書面での保存も認められていました。しかし、改正後は代替措置として認められていた書面での保存制度が廃止され、電子帳簿保存法で定められた一定のルールに従って、データのまま保存することが必須となります。

■今後の対応

令和4年1月1日以後に行う電子取引のデータ保存には、以下のいずれかの措置を行うことが求められています。

① タイムスタンプが付された後の取引情報の授受（発行者が付与）
② 取引情報の授受後遅滞なくタイムスタンプを付す（受領者が付与）
③ 訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの利用
④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

タイムスタンプが浸透していない現状では、①及び②の対応は難しいと想定されます。また、③については、新たなシステムの導入を検討する必要があるため、④の方法が一番取り組みやすい方法になります。

また、上記に加え電子データを保存する際には「取引年月日」「取引金額」「取引先」で検索可能な形式で保存することも求められています。

■宥恕措置

社内システム構築が間に合わないことや対応を避けるために請求書等を書面でやりとりする等、時代に逆行する動きが見え始めていたことにより、令和4年度税制改正大綱において、2年間の宥恕措置を設けることが示されました。これにより、①要件に従って保存できない「やむを得ない事情」があり②税務調査の際に出力書面の提示又は提出に応じることができる場合には、税務署への事前申請不要で出力書面での保存も認められることとなりました。

ただし、令和6年1月1日以降の電子取引については、上記措置の適用がありません。したがって、引き続き保存要件を満たす形式でのデータ保存の準備を進めていくことをおすすめします。

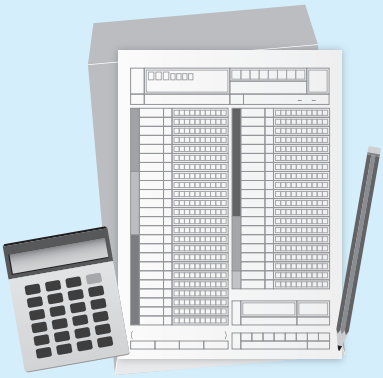

TOPICS II

インボイス制度登録開始！導入前に準備すべきことは？

はじめに

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度）が導入されます。また、これに先立って令和3年10月1日には「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が開始されました。

インボイス制度導入後は、請求書等の記載要件や保存要件、そして仕入税額控除の計算方法などがこれまでと大きく変わります。まずは制度の概要、導入前に準備すべきことなどを整理するために、インボイス制度の主要項目について簡潔に解説いたします。

1. インボイス制度とは？

インボイス制度は、現行の区分記載請求書に代え、適格請求書等（インボイス）に基づいて仕入税額控除を行う制度です。

《買い手側での消費税計算》

消費税の納付税額 ＝ 課税売上げに係る消費税額 － 仕入税額控除（改正） 課税課税仕入れ等に係る消費税額

適格請求書等は、適格請求書発行事業者のみが発行でき、買い手側はこの適格請求書等の保存等がなければ仕入税額控除が認められません。したがって、**売り手側では「適格請求書発行事業者」の登録申請と要件を満たした適格請求書等の発行・交付・写しの保存、買い手側では適格請求書等の保存等が必要となります。**

ただし、制度開始後6年間は適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについても一定割合の仕入税額控除が認められます（経過措置）。

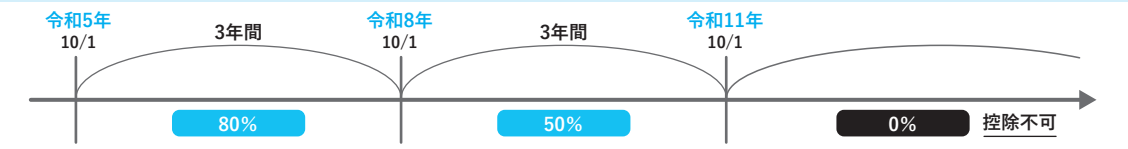

2. インボイス導入前に準備すべきこと

インボイス導入までに準備すべき事項としては、主に次の項目が考えられます。

インボイス導入前の準備事項		
売り手側	①	適格請求書発行事業者の登録申請（免税事業者はインボイス導入後の対応も検討）
	②	適格請求書等の様式と交付方法の決定
	③	レジや経理・受注システムなどの改修
	④	取引先に登録番号と適格請求書等の交付方法を連絡
	⑤	社員へのインボイス研修の実施
買い手側	①	適格請求書等の保存方法の決定
	②	経理・発注システムなどの改修
	③	取引先に事業者登録の有無、適格請求書等の様式と受領方法を確認
	④	免税事業者との取引の検討
	⑤	社員へのインボイス研修の実施

相続専門部
大元 誠児

☑適格請求書発行事業者の登録申請（売り手側）

適格請求書等を発行するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請をしなければなりません。この登録申請は、原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までの期間内に行う必要があります。

ただし、免税事業者の場合には、課税事業者を選択した場合でなければ登録申請を行うことができません。

☑適格請求書等の様式と交付方法の決定・確認（売り手側・買い手側）

適格請求書発行事業者である売り手は、発行する請求書に次の事項をすべて記載しなければなりません。**下線の項目が**現行の区分記載請求書の記載事項に追加される項目であり、①～⑥が記載されたものが適格請求書に該当します。なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、⑥を省略等した適格簡易請求書を交付することができます（様式省略）。

	適格請求書の記載事項	請求書の様式例
①	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**	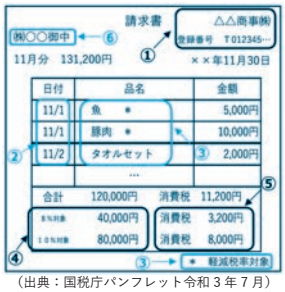
②	取引年月日	
③	取引内容（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨）	
④	税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び**適用税率**	
⑤	**税率ごとに区分した消費税額等**	
⑥	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

（出典：国税庁パンフレット令和３年７月）

※記載事項を満たせば、その名称を問わず、また、相互に関連する複数の書類全体でも①の適格請求書に該当

☑免税事業者との取引の検討（買い手側・売り手側）

買い手においては、インボイス導入後、免税事業者との取引について消費税の負担が生じます。したがって、ケースによっては経営上の判断としてその取引を別の適格請求書発行事業者で補完することもあるでしょう。しかし、いずれにしてもこの項目を検討するためには、現状において免税事業者との取引がどのくらいあるのか、今後の取引をどうするのか、免税事業者である取引先に今後の予定を確認しつつ現時点から課題を洗い出しておくことが先決です。

一方で、売り手である免税事業者においても、今後取引が除外されてしまう可能性を踏まえつつ、免税事業者のままとするのか、適格請求書発行事業者となるために課税事業者を選択して原則課税・簡易課税により消費税を納めていくことにするのか、現時点からインボイス導入後の対応を検討しておくことが重要です。

おわりに

インボイス制度の導入にあたっては、経理などの現場レベルで対応すべき事項や経営者が検討すべき課題が多く、早期の運用方法の整理が求められます。今回は主要な検討項目について取りあげましたが、別途セミナー動画においても詳細な内容を解説しています。

これらの情報が皆さまのもとに届き、経営の一助となれば幸いです。

ゆびすいニュース 100 号の軌跡 グループのあゆみと制度の変遷

年号	西暦	ゆびすいの歴史	制度の変遷
昭和20	'45		
21		指吸千之助が指吸経理事務所創設	
22			
23			
24			私立学校法施行
25	'50	大阪事務所開設	相続税・贈与税 開始
26			宗教法人法施行
27			
28			
29	'55		
30		和歌山事務所開設	
31		公認会計士事務所開設	
32			
33			
34		経営コンサルティング業務開始	
35	'60		
36			
37			
38		グループ基本理念発表	
39		岡山事務所開設	
40	'65	堺興産㈱設立	
41		堺計算センター㈱設立	
42		コンピュータ導入	臨時私立学校振興方策調査会答申
43			学校法人財務基準調査研究会発足
44		東京事務所開設	左記調査研究会中間報告
45	'70		私立学校法一部改正
46		指吸会計センター㈱設立・25周年	学校法人会計基準施行
47			
48		司法書士事務所開設	
49			
50	'75	学校会計業務開始	私学振興助成法
51			
52			
53		福岡支店開設	
54			
55	'80	指吸千之助死去グループ役員会発足	
56			
57			
58		パソコンソフト開発	
59			
60	'85	寺院会計業務開始	男女雇用機会均等法 制定
61		資産税シミュレーション業務開始	国民年金保険料：7100円 大阪最低賃金：480円
62			
63			学校法人会計基準一部改正
平成1			消費税導入3％
2	'90	仙台支店開設	厚生省「保育所保育指針の改訂」通知
3			
4			
5			

表紙の変遷

創刊号(S61年9月・企業用と学園用に分かれていた)

No.9(H元年6月・初代藤田から鈴木に編集責任者交代)

No.11(平成2年1月・企業用と学校用を合併。表紙と裏カラーに)

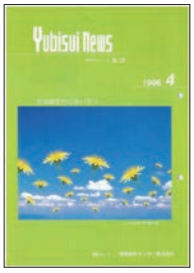

No.29(1996.4月・創業50周年・鈴木から佐藤に編集責任者交代)

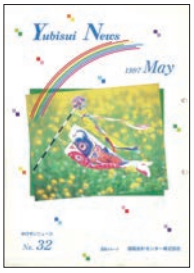

No.32(1997.5月・B5からA4へ表紙デザインも一新)

特集企画

関与先紹介企画

創刊当初から顧問先を紹介。
今も顧問契約をしていただいている顧問先様がほとんど

園舎紹介企画

掲載の順番待ちが出るほどの人気コーナーでした。

No.23裏(平成6年1月グルメスポット企画で顧問先の飲食店紹介)

No. 62
(ゆびすい会計システムの使い方)

6			育児休業期間の保険料免除制度開始
7	'95	社会保険労務士事務所開設	宗教法人法の大改正
8		50周年	
9		福岡に税理士事務所開設	消費税5％
10			私学振興助成法一部改正 NPO法人法施行 社会医療法人創設
11			会計ビッグバン 所得税 住宅ローン控除開始
12	'00	社会福祉法人会計業務開始	社会福祉法人会計基準施行 介護保険法 幼稚園教育要領・保育所保育指針の実施
13			
14			中間法人法施行
15		税理士法人設立	新NPO法人法施行
16		司法書士法人・社会保険労務士法人設立	e-Tax運用開始
17	'05	名古屋営業所開設・堺興産㈱を㈱ゆびすいホールディングスに商号変更 新公益会計システム「まなびなごみ」販売開始	個人情報保護法 全面施行
18			認定こども園の発足 会社法施行
19			社団医療法人の新規設立時、出資持分あり医療法人廃止
20		社団・財団法人支援業務 開始	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行 ふるさと納税開始
21			
22	'10		日本においてIFRS任意適用開始 年少扶養親族控除の廃止 児童手当の施行
23			
24		社会保険労務士法人の福岡支店 開設	特別医療法人制度廃止 「子ども・子育て関連3法」 「教育基本法」全面改正
25		中小企業庁から経営革新等支援機関認定 社会保険労務士法人の東京支店 開設 新本社ビル完成・税理士法人の名古屋支店 開設	中小法人の交際費が800万円まで全額経費に
26		相続専門部 開設	消費税8％
27	'15	学校法人会計システム「ゆびすいまなびPlus」リリース	こども子育て新制度 施行 学校法人会計基準一部改正 施行 相続税基礎控除改正 施行 ストレスチェック実施義務化（50人以上の事業所）
28		行政書士法人ゆびすい 設立	マイナンバー制度導入 社会福祉法人会計基準改正
29		freee株式会社と社会福祉法人向けクラウド会計システムの共同開発を開始 株式会社ゆびすいコンサルティング 設立	
30		司法書士法人の東京支店 開設	
31		税理士法人の仙台支店 開設 社会保険労務士法人の名古屋支店 開設 京都支店 開設 ゆびすい社福 withfreee 本格リリース開始	消費税10％
令和 1	'19		子ども・子育て関連3法 一部改正・幼保無償化
3		福原事務所 開設 広島支店 開設（税理士法人・会計センター・行政書士法人） 介護専門部 開設 臼間真次が代表に就任	収益認識に関する会計基準強制適用開始
4		医療介護専門部 開設 指吸会計センター株式会社を株式会社ゆびすい会計システムに商号変更	民法改正 成人年齢引き下げ

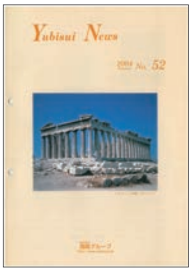

No.52（横書き・左開きに変更・表紙写真/世界遺産シリーズ）

No.66表紙リニューアル（表紙全面写真に）

No.68表紙リニューアル（表紙写真／世界遺産シリーズ）

No.93（佐藤から石川に編集責任者交代）

No.95（表紙リニューアル）

公益法人版の表紙リニューアル（社員の子供の写真に）

社員紹介企画

No.17平成4年1月からNo.22平成5年9月まで
各支店の職員紹介企画

事業部紹介

「社長が行く」シリーズ

専門家座談会

社長と社員の座談会

100号記念

歴代編集長に聞く

創刊のきっかけ

石川：本日は、ゆびすいニュース100号を迎えるということで、歴代の編集長にお集まりいただき、いろいろと当時のお話をお伺いしたいと思います。
まず、鈴木さん、ゆびすいニュースの創刊はどういったきっかけで始まったのですか？

鈴木：1980年に創業者が亡くなり、ゆびすいグループを引き継いだ2代目の佐久間氏が、社内外へのCI（Corporate Identity）の浸透のため、1986年に社内報と社外報の発刊を発案されました。ゆびすいニュースの創刊号で佐久間氏が書かれていますが、「最新の情報・知識をお客様にお届けする事」を当時はコンセプトとしていました。

石川：創刊から鈴木さんが関わっていたのですか？

鈴木：いえ、当時は総務の藤田力男さん（1993年8月逝去）が編集長をされていました。当時、私は大阪支店の会計をしており、ゆびすいニュースと同時期に発刊された社内報の担当だったんです。藤田さんが、総務の仕事との両立が難しく、発刊が遅れがちでしたので、藤田さんからのたっての希望で、私にご指名がありました。1988年に大阪支店から向陵ビル（現本社）の総務に転勤となり、総務の仕事と当時合格したばかりの社会保険労務士の仕事と兼任しながら、社外報、社内報の両方を担当することとなりました。№8から編集長となり、表紙のレイアウトも一新しました。

石川：当時から企業号と公益号がわかれていたのですね。

鈴木：そうですね。どちらも年3回の発行でしたので、今号が完成したと思ったら、次号の企画が始まる、といった状態で、スケジュール管理が非常に難しかったですね。

石川：そこで11号からは企業号と公益号を合併されたと。

鈴木：はい。ただ、合併すると、企業にも公益法人にも納得していただける企画の折り合いをつけるのが非常に難しくなりました。

石川：やはり、そうですよね。それで、私も3年前から企業号と公益号を再び分けました。

どんなことに苦労しましたか

鈴木：紙媒体ですので、企画から発行まで最短でも2ヶ月かかります。最新の情報の提供といっても、発行される頃には古くなってしまうことが悩みでした。

石川：そうですよね。今もその悩みは同じですね。

鈴木：読者の皆様が、読んでいただける企画を考えるのは毎回大変でした。自分では企画力があるほうだとは思っていませんでしたので、広報委員のメンバーにずいぶん助けられました。レイアウトを工夫することが好きだったので、それは楽しかったですね。イラストや写真を切り貼りしてましたね～。余白を大事にして読みやすい紙面作りを心がけていました。

石川：切り貼りですか？

佐藤：懐かしいですね。今のようにパソコンで自由にレイアウトできない時代でしたから、レイアウト用紙に、文章を入れる箇所を指定して、イラストや写真はコピーで縮尺を何度もかえて、剥がせる糊を切り抜いたイラストの裏につけて、位置決めをしていましたね。私が鈴木さんから引き継いだときに、イラストを貼り付けるために目打ちを買いなさいと言われました（笑）

石川：今よりかなり大変だったんですね～。

2代目編集長：鈴木 淳子（中央）
現・ゆびすいグループ顧問
社労事業部の初代事業部長
取締役・常務を歴任
グループにおける女性活躍の草分け的存在

3代目編集長：佐藤富美子（右）
現・社長室　チーフ
コンサル事業部を経て、社長室へ
グループの採用・広報を一手に担う

現編集長：石川泰令（左）
現・コンサルティング事業部
広報委員長を4年前より兼任
ゆびすいニュース・ホームページの編集に携わる

思い入れのある企画は？

鈴木：広報委員のメンバーの一人から、幼稚園の園舎を載せてはどうかとの案が出たのがはじまりで、「現代学び舎考」という園舎紹介をするコーナーを作りました。中央の見開き頁をカラーにして、そこに2園ずつ掲載させていただきました。

佐藤：その企画は、私が担当してからも掲載して欲しいという関与先様が順番待ちをしてくださるほどの人気コーナーでした。私はその園舎紹介のキャッチフレーズや写真のキャプションを考えるのが好きでしたね。いいキャッチフレーズをつけると、もの凄く喜んでくださったので、こちらもやりがいがありました。

鈴木：いろんな企業の経営者の方をインタビューする「関与先紹介」や、特徴のある新商品の紹介の掲載などもしました。

佐藤：鈴木さんの企画で、その頃は珍しかった女性経営者の方を特集した記事がとても印象的でした。

鈴木：インターネットがまだ普及してない時代でしたから、流行の音楽や書籍の紹介などのコーナーもありました。映画の紹介もやりましたね。著作権や肖像権などで今は掲載しにくくなりましたが…。

佐藤：私は「教育を考える」というコーナーで、幼稚園や保育園の先生方に教育について書いていただくという企画に思い入れがあります。ちょうど私も子育て中でしたので、日本各地の幼稚園、保育園の先生方の教育論をお伺いできたことは貴重な経験でした。

鈴木：地方の顧問先様から「うちのデータ入力をしてくれている担当者はどんな人か知りたい」とのご意見を受け、全国の支店の社員の顔写真を紹介する特集を組んだときは、非常に喜ばれました。のちに佐藤さんも部門紹介で何度か社員の顔写真を掲載してくれてましたよね。

佐藤：そうですね。最近では、石川さんが発案された「社長が行く」という企画は、弊社の社長の人となりを顧問先様に知っていただける良い企画だったと思います。

石川：今はコロナでこの企画ができないのが残念ですね。

鈴木：専門的な内容をできるだけわかりやすくお伝えしたいということから、税理士の社員にQ&A形式や小咄を書いてもらったり、漫画の得意な社員にお願いして、わかりやすい税金漫画（§25まで連載）を連載したりもしました。

佐藤：私も、一つのテーマで税理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士の社員に座談会をしてもらったり、相続について物語形式で執筆してもらったり、ITが得意な社員にはパソコン活用講座やゆびすい会計システムの使い方講座などを連載してもらいました。

石川：読者の皆様はもちろんのこと、専門執筆員や広報委員のメンバーのおかげで、何とか100号まで辿り着けたということですね。

今後のゆびすいニュースに期待すること

鈴木：時代も変わっているので当初のコンセプトとはずれがでてきているように思います。新しい情報だけならインターネットで取れる時代ですので、今の時代にあうコンセプトを確立して、せっかくの紙媒体ですから、ビジュアル面でもアピールして「残して置きたくなる誌面」を作って欲しいと思います。

佐藤：読者の皆様があってのゆびすいニュースですので、鈴木さんも私も何度か読者アンケートを実施しました。読者の皆様の意見を伺って、今の時代にあったゆびすいニュースを作っていただけたらと思います。

鈴木・佐藤：石川さん、期待してますよ。

医療業界を読む

医療法人化に伴う消費税の注意点

医療介護専門部
吉村 隆宏

1. はじめに

医療という行為は、消費税法において、社会政策上の配慮の観点から非課税とされています。一方で、予防接種やインプラント治療のような自由診療と呼ばれるものは、課税とされています。**個人開業医の方**の中には、課税売上高が年間 1,000 万円を超える方も少なくなく、この条件に当てはまる事業者は、**消費税の課税事業者に該当**し、納税義務が発生します。

今回、課税事業者であった個人開業医が医療法人成りした場合、消費税の取扱いがどのように変わるかをご紹介します。

2. 小規模事業者に係る納税義務の免除

事業者の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である場合、消費税の納税義務は免除されます。基準期間とは、簡単にいうと当事業年度の 2 年前のことをいいます。個人開業医から医療法人成りした 1 ～ 2 年目は、そもそも「2 年前の事業年度」がありません。よって、設立してから 2 年間は、納税義務がないという結果になります。

元々、消費税を納税していた個人開業医は、2 年間、納税義務が免除されるため、これは、医療法人成りのメリットのひとつといえます。

ただし、以下のケースに該当した場合は、課税事業者になってしまうので、注意が必要です。

3. 特定期間における課税売上高に係る納税義務の免除の特例

基準期間がない事業者の特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合、課税事業者になります。特定期間とは、前事業年度の開始の日から 6 か月間のことをいいます。例えば、設立 2 期目が当期であるならば、設立 1 期目の上半期で課税売上高が 1,000 万円を超える場合は注意が必要です。ただし、課税売上高が 1,000 万円を超えたからといって、すぐに課税事業者になるわけではありません。

特定期間の納税義務の判断は、①上半期の課税売上高が 1,000 万円を超える場合、②上半期の給与等支払額が 1,000 万円を超える場合、この①及び②の両方に該当したときに課税事業者になります。したがって、課税売上高が 1,000 万円を超える見込みであれば、役員報酬を少なくするなど、事前に対策することは可能です。

また、設立 1 年目を 7 か月以下にすることによって、そもそも特定期間がないという判定になることを利用し、設立 2 年目と合わせて 1 年 7 か月間、消費税を免除する方法もあります。

4. おわりに

今回は、個人開業医が医療法人成りした場合の消費税の納税義務について、ご紹介させて頂きました。上記 3 の特定期間の納税義務にさえ、気を付けていれば、医療法人は基本 2 期間は消費税の納税義務が免除されます。診療内容によって、どの診療報酬が課税売上となるのか、異なりますので、詳細につきましては、担当者までお気軽にご相談下さい。

社労士からの
アドバイス

令和3年10月から 各都道府県の地域別最低賃金が 改正されました

社労事業部
社会保険労務士
堀　美都子

令和3年10月から、各都道府県の地域別最低賃金が改定されました。
今年度は全国平均で28円の引き上げが決定しました。
時給者はもちろん、月給者も最低賃金を下回っていないかチェックしてみましょう。

月給制の場合の換算方法

月給（以下1～4を除く）÷月平均所定労働時間数（年間総労働時間数÷12）
1）臨時に支払われる賃金
2）1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金
3）時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
4）精皆勤手当、通勤手当、家族手当

3）は所定労働時間を超えた労働に対する賃金の意味合いで、つまり、固定残業代も除いて考えます。固定残業代や4）の諸手当が大きなウェイトを占めている給与構成では注意が必要です。

下回っている場合は、至急、賃金額を見直してください。
なお、有期雇用契約を年度（4月～翌年3月）等で結んでいる労働者は、期間の途中で契約内容が一部変更されることになります。実際に最低賃金以上を支払っていれば違反にはならず、契約書の変更は必須ではありませんが、言った言わないのトラブルを防ぐためにも、次のいずれかの対応が望ましいです。
・変更部分だけを抜き出して明示し、元の契約書と一緒に保管
・新たに契約書を作成し、元の契約書と一緒に保管

Q&A

Q. 他府県に支店がある場合、どこの最低賃金が適用されるのか?

A. 原則、支店（事業所）の所在地がある都道府県です。支店に独立性がなく、他府県の本社と一括して一つの事業所としてみなされている場合には、いずれか高い方が適用されます。なお、派遣は派遣先の事業所の所在地がある都道府県です。

Q. 特定最低賃金とは?

A. 地域別とは別に、特定の産業に従事する労働者に対して、都道府県ごとに最低額が定められているものです。地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、いずれか高い方が適用されます。

司法書士の目の付けどころ

電子契約、電子署名って何??

コロナウィルス感染拡大の影響を受け、近年、様々な手続きで、急速にオンライン化が進んでいます。その中で最近ニュースでも聞く電子契約、電子署名とはどんなものなのか?について、本日は書いてみたいと思います。

電子契約、電子署名をものすごく簡単にいうと、

・電子契約とは、オンライン上で交わす契約書を指します。

・電子署名とは、オンライン上で使用する「印鑑」です。

電子契約、電子署名を理解するには、「契約」と「押印の意味」を理解する必要があります。

■「契約」とは?

「契約」とは、当事者間で約束して、権利と義務を生じさせるものを言います。

・「契約」の効力の発生時期はいつでしょうか?

当事者が双方合意をしたときに契約が成立します。

・なぜ「契約」を書面で残す必要があるのでしょうか?

言った言わないの問題になった際に、「契約書」をもってお互いに事実確認をするためです。契約は口頭で成立しますが、万が一、裁判になった際には、証拠がものを言います。そのため、重要な契約は必ず書面で行う必要があります。

・なぜ契約書に印鑑を押す必要があるのか?

民事訴訟法に根拠があり、契約書に押印をされると、その文書は、

(1)本人の意思により作成されたはず

(2)本人の意思で作成された文書は正しく作成されたはず

という2つの推定が法律上働きます。(これを二段の推定と呼びます)

少しややこしいですが、要するに、「本人の印鑑が押してあるから、本人が納得の上、作成されてるはず!」という前提になるということです。

よって、契約書に印鑑を押さずとも効力は生じますが、後々争いになった際に、印鑑を押していないと、いちいち契約書の存在自体から戦わなくてはいけません。その面倒を防ぐために必ず印鑑を押す習慣になっています。

上記の内容は、あくまで書面で契約書が作成され、押印された場合のケースです。これをオンライン上で契約をする場合に印鑑のかわりに行うのが「電子署名」です。

「電子署名」も書面に押印するのと同様に「二段の推定」が働くと電子署名法に規定されました。

印鑑の場合、特に実印、銀行印の場合は、物理的に個人で管理を行いますが、「電子署名」については、「特定認証業務」という業務を行っている業者に依頼をし、本人確認の上、電子証明書を発行してもらって、初めて「電子署名」が使用できるようになります。

登記事業部　司法書士
神田 雄樹

「電子署名」と一言にいっても、実印相当レベルのもの、認印レベルのもの様々な保証レベルのものがあり、契約書のレベルにより使い分けることになろうかと思います。

また電子署名法で規定されている電子署名は、

①署名者本人が作成したこと
②改ざんが行われていないこと

の2点が確認することができるものと定義づけされています。

例えば、社内決裁で、社内システムにログインして、決裁文書を上司に送信した以降は変更できなくなるというのも広い意味では、「電子署名」とも捉えられます。

今後、オンライン化が加速をしていくことが予想されます。コロナの感染拡大によるリモートワーク増加の影響もあり、普及率も爆発的にあがってきています。

是非一度、社内手続からオンライン化を目指されてはいかがでしょうか。

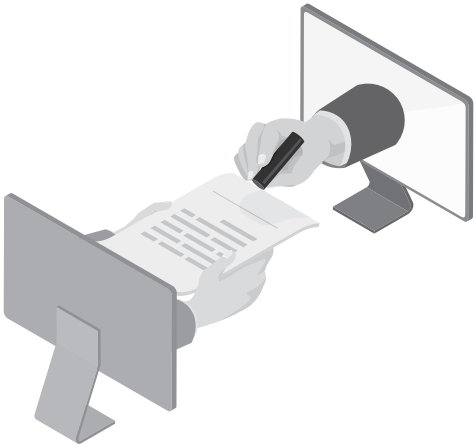

教えて司法書士さん！

Q. 法律上では、「双方の合意があれば契約は成立する」。という内容を聞いた事があります。それを元に考えると、例えば・・・

A 社「御見積書及を添付ファイルにてお送りします」
B 社「確認しました、こちらの通りで進めて下さい」
というメールのやり取りが記録に残っていると、十分な契約としての証拠になるのでは？と思うのですが、こういった場合でも契約書や電子署名は必要になるのでしょうか？

A. まず、契約は、御見込みのとおり、当事者の意思の合致（申し込みと承諾）で成立します。別段の定めを除いて、契約の成立は、書面でなくとも良いとされています。しかし、実際には、上記でも述べた訴訟リスクを考えると、取引をする際には、必ず契約書を準備する必要があります。

では、その点を踏まえて、上記の例を見てみましょう。ポイントは２点あります。
「見積書を確認した」と「こちらの通り進めて下さい」の２点です。
社会通念上、見積書とは、仕事の価格を知るためのものであって、具体的に何を行うかは明確に定まっていません。よって、「見積書を確認した」という事実だけでは、契約の成立とは言い難いでしょう。
ただし、後文の「こちらの通りで進めて下さい」というやり取りは、契約の内容を示されて、それに対して承諾をしたともとらえられます。もっとも、これ以前に、契約の内容（仕事の内容）について正確にやり取りをしていたかは重要です。

セミナー報告

「インボイスセミナー」を開催

令和５年 10 月１日から始まる適格請求書等保存方式（インボイス制度）へ向けて 10 月８日にセミナーを開催いたしました。

当セミナーでは、対象者別に、それぞれ以下の項目について詳しく解説しました。

免税事業者向け	制度の概要と免税事業者が検討すべき事項（京都事業部　水口）
課税事業者向け	制度の導入に向けて「売り手側と買い手側のそれぞれの準備と対応」（堺事業部　天谷） 電子帳簿保存法の改正（堺事業部　石田）

対面での研修会開催が難しいなか、今回は Zoom にて開催いたしましたが、239 名という多くの皆様にご参加いただきました。誠にありがとうございました。

また、顧問先様限定でセミナー動画の YouTube 配信も行っております。
全ての事業者様に影響のある「インボイス制度」について、
一度ご視聴いただけますと幸いです。

水口　　天谷　　石田

今後も旬な情報をわかりやすくお伝えするため、弊社若手職員が中心となり、工夫をこらした研修会を開催していきますので、是非ご参加ください。

コロナの影響で、昨年からお気軽に受講いただけるウェビナーを増やしております。
今後の開催予定は弊社 HP に掲載しておりますので、是非ご覧ください。

2022年2月発行／編集責任者　ゆびすいグループ　広報委員会／TEL 072-238-0171／印刷　㈱ケーエスアイ